

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aにおいて薬剤師として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、普通乗用自動車を運転し、帰宅途上にガソリンスタンドで給油後、左折で道路に出ようと停車していたところ、スタンド内をバックしてきた乗用車に衝突され、ハンドルに胸部、顔面を打ち付け負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、B病院に救急搬送され、「頭部打撲、頸部捻挫、腰部打撲傷、過換気症候群、胸部打撲傷、腹部打撲傷」と診断され、その後、複数の医療機関に受診し治療した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）併合第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第11級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗用車で帰宅途中のガソリンスタンドで給油後左折して道路に出ようとしたところ、給油場内を移動するため約1.7メートル後方から後進してきた乗用車に追突され、シートベルトを着用した状態でハンドルに頬部を打ちつけて受傷したとしている。

(2) 事故直後に搬送されたB病院のC医師は、意見書において、要旨、請求人は、「両手足が動かない」「目が見えない、ものが二重に見える」「ドキドキする。吐く、吐く」と訴えていたが、二次救急を受け入れる立場での詳細な臨床所見・画像所見から異常は認められず、「過換気症候群」とのみ診断し、器質的傷害は認められないとしており、当審査会としても受傷時の状況からして、本意見を妥当なものと判断する。

(3) また、請求人の訴える聴力障害については、平成〇年頃に発症した感音性難聴が、増悪と軽快を繰り返し、増悪固定したとするD医師の意見書を妥当と判断し、受傷時の状況からも、本件事故との因果関係は認めない。

(4) 視力障害については、受傷時の脳神経学的所見、CT・MRI所見では異常を認めず、また、前眼部、中間透光体、眼底に異常を認めておらず、視力低下について、本件事故による受傷との因果関係は認めがたいとするE医師の意見を妥当と判断する。

(5) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第11級に

応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。